

V 環境廃棄物対策課

1. 廃棄物適正処理対策

近年、廃棄物の排出量が高い水準で推移し、廃棄物処理を取巻く現状は、悪質な不法投棄が多発するなど依然として深刻な状況にある。また、管内においても、廃棄物の不法投棄や産業廃棄物の不適正処理が大きな問題となっている。

このような中、廃棄物の不適正処理防止について対策の強化を図るため、廃棄物関係施設や事業者への立入検査、廃棄物不法投棄等監視パトロールや不法投棄された廃棄物の撤去事業等を実施し、生活環境の保全および公衆衛生の向上に努めている。

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

一般廃棄物は、市町が策定した処理計画に基づき適正に処理されている。

敦賀市では、ごみ焼却施設、埋立処分施設を設置しており、また、美浜町および若狭町（旧三方町区域）では、美浜・三方環境衛生組合が、し尿処理施設、ガス化溶解処理施設、生ごみ等の堆肥化施設、埋立処分施設を設置して処理を行っている。

(2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の状況

産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）許可の取得数の管内の特色として、収集運搬業の7割以上は県外業者が占めている。

また、当センター管内には、燃え殻のリサイクルや大規模に汚泥、廃酸、廃アルカリなどの処理を行う処理業者があり、県外からもこれらの産業廃棄物を受入れるため、福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱に基づく県外産業廃棄物搬入協議が多い。

(3) 産業廃棄物処理施設の状況

一定規模以上の廃プラスチック類、汚泥、廃油などの焼却施設、汚泥の脱水施設、木くず又はがれき類の破碎施設および最終処分場（安定型、管理型）などの産業廃棄物処理施設については、その設置許可申請にあたり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（環境アセスメント）を実施することとなっており、とりわけ、産業廃棄物処理施設に対する地域住民の安心や信頼と、焼却施設や最終処分場の安全等を確保することが重要である。

(4) 廃棄物不法投棄等防止対策と不法投棄された廃棄物の撤去活動等

廃棄物不法投棄等防止対策については、平日、休日や夜間において監視パトロールを実施し、監視資器材（監視カメラ）を有効活用するとともに県関係機関、市町（平成15年度からは立入検査権を有する県職員に市町職員を併任）、警察等と連携を密にして監視の充実・強化を図っている。

また、地元団体、関係行政機関や警察等からなる『二州地区廃棄物不法処理防止連絡協議会』を定例的に開催し、関係機関による監視パトロール、住民による廃棄物の撤去活動の支援および不法投棄等防止啓発強調月間（12月）における普及啓発等を実施している。

(5) 廃棄物不適正処理の対応状況等

住民からの通報や廃棄物不法投棄防止等監視パトロール等により発見した廃棄物不適正処理事案に対しては、指導票・勧告書の交付、行政処分等により厳正に対応している。

(6) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出状況等

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年、その保管および処分に係る状況の届出が義務付けられている。

また、届出があった事業者へは立入検査を実施し、PCB廃棄物が適正に保管されていることを確認している。

(7) 敦賀市民間最終処分場に関する対応

敦賀市民間最終処分場（管理型）に係る生活環境保全上の支障を除去するため、必要な調査や対策の検討を行い、平成18年3月に、特定支障除去等実施計画を取りまとめて環境省へ提出し、産廃特措法の適用をうけることとなった。

このため、平成18年5月に当該事業者および役員に対し、抜本的な漏水防止、浄化対策を講じるよう求める措置命令を発出し、同年7月、行政代執行により事業者に代わって県と敦賀市が対策を実施することとなった。

また、周辺環境への影響を監視するため、河川、地下水等の水質モニタリングを継続的に実施している。

2. 環境保全対策

大気環境や公共用水域等の水環境を保全するため、公害関係法令の届出工場・事業場への定期的な立入検査による施設の維持管理等の指導や特定建築材料（石綿を含有する吹付け材など）を使用する建築物等の解体・補修作業（特定粉じん排出等作業）現場等への監視を強化している。

工場・事業場からのばい煙や排水を検査し、排出状況を監視するとともに地下水質等の環境調査を毎年実施し、環境汚染の実態把握に努めている。

平成23年4月に改正水質汚濁防止法が施行され、特定施設や指定施設などを設置する工場・事業場は、従来の有害物質や油に加え、水酸化ナトリウム、トルエンなどの指定物質を含む排水や排出基準（pHやBODなどの生活環境項目）に適合しないおそれのある排水が公共水域に流出した場合も事故発生届出の対象となった。

(1) 公害関係法令届出工場・事業場

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」、「福井県公害防止条例」により規制対象施設を有する工場・事業所に対して各種の届出が義務づけられており、また、ばい煙、排水等について規制基準が設けられている。

(2) 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査

「大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設、粉じん発生施設および特定粉じん排出等作業現場、「水質汚濁防止法」に基づく特定事業場に対する立入検査を実施している。また、ばい煙発生施設の煙道や特定事業場の排水の行政検査を実施しており、排出基準に不適合となった施設の事業者に対し、文書で指導するなど厳正に対応している。

(3) 公害苦情の対応

公害苦情に対し、市町と連携し、苦情者や事業者等からの聞き取り、現地調査を実施するなど対応している。

(4) 大気汚染の状況の監視等

県では、硫黄酸化物、窒素酸化物、光化学オキシダントなどの大気汚染物質について、テレメータシステムによる常時監視を実施している。当センター管内では一般測定局3か所、自動車排出ガス測定局1か所で監視している。

(5) 水質汚濁等の状況の監視等

県では、当センター管内において公共用水域の水質を河川7地点、湖沼10地点、海域12地点で測定している。

また、当センターでは、地下水の概況調査、過去に汚染物質が検出された地点での定期モニタリング調査等を継続的に実施している。

公共水域における水質異常時には、調査を実施し原因究明を行なっている。

(6) ダイオキシン類の監視等

環境中のダイオキシン類の常時監視を実施している。

(7) フロン類回収業者等の登録

オゾン層の保護および地球温暖化防止の観点から、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実態の確保等に関する法律」に基づき、業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器を廃棄する場合、冷媒用フロンの回収が義務づけられている。

また、業としてフロン類の回収を行う事業者は、同法により登録を受けなければならないとされている。

(8) 自動車リサイクル法に基づく登録・許可

使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして環境問題への対応を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に基づきフロン類、エアバッグ、シュレッターダスト（自動車等破砕物）について、自動車メーカー等がリサイクルしなければならない。

また、業として使用済自動車からのフロン類の回収や解体等を行う事業者は、同法により登録・許可を受けなければならない。

3. 各種データ（データは管内（敦賀市、美浜町、若狭町の一部（旧三方町）の合算数））

1. 廃棄物適正処理対策

- (1) 一般廃棄物処理施設
- (2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の状況
- (3) 産業廃棄物処理施設の状況
- (4) 廃棄物不法投棄等監視パトロールの実施回数
- (5) 不法投棄された廃棄物の撤去活動
- (6) 廃棄物不適正処理の対応件数
- (7) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出状況

2. 環境保全対策

- (1) 公害関係法令届出工場・事業場数
- (2) 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査件数
 - ・ 大気関係
 - ・ 水質関係
- (3) 公害苦情対応件数
- (4) 水質の汚濁状況の監視
 - ・ 地下水質
 - ・ 水質異常時調査
- (5) ダイオキシン類監視（回数は年間回数）
- (6) フロン類回収業者等の登録
- (7) 自動車リサイクル法に基づく登録・許可

1. 廃棄物適正処理対策

(1) 一般廃棄物処理施設

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
し尿処理施設	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ごみ処理施設 (民間)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)	7 (1)
埋立処分施設	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
合計	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

(2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業の許可の状況

		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	立入数	施設数	立入数	施設数	立入数
産業廃棄物	収運業	307	154	307	141	318	105	317	58	322	65
	処分業	12	84	12	80	12	61	12	47	12	48
特別管理 産業廃棄物	収運業	37	11	40	9	47	10	51	7	54	3
	処分業	2	15	2	12	2	8	2	9	2	10
合計		358	264	361	242	379	184	382	121	390	126

(3) 産業廃棄物処理施設の状況

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	施設数	施設数	施設数	施設数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
廃プラスチック類 焼却施設	4	22	4	19	4	12	4	12	3	12
汚泥焼却施設	3	9	3	8	3	5	3	7	3	12
汚泥脱水施設 (移動)										
廃油焼却施設	3	6	3	5	3	8	3	4	2	10
木くず又はがれき類 の破砕施設	7	23	7	11	7	10	7	10	7	6
廃プラスチック類の 破砕施設	1	6	1	2	1	2	1	3	1	2
産業廃棄物の 焼却施設	3	9	3	8	3	5	3	12	3	12
最終処分場 ()内は届出施設	3	52	3	36	3	37	3	35	3	28
合計	24	127	24	89	24	79	24	83	22	82

(4) 廃棄物不法投棄等監視パトロールの実施回数

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	回数	回数	回数	回数	回数	内民間	回数	内民間	回数	内民間
休日	48	24	48	24	117	96	104	82	120	98
夜間	12	6	12	6	168	162	153	148	126	121

(5) 不法投棄された廃棄物の撤去活動

年度	日付	場所	撤去物
平成19年度	7月23日	敦賀市内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電
	3月9日	美浜町内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電 金属くず
平成20年度	5月28日	敦賀市内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電 金属くず
平成21年度	8月2日	美浜町内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電 金属くず
	3月4日	敦賀市内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電 金属くず
	3月11日	美浜町内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電 金属くず
平成22年度	8月21日	敦賀市内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電 金属くず
平成23年度	5月14日	敦賀市内	一般廃棄物 タイヤ 廃家電 金属くず 木くず

(6) 廃棄物不適正処理の対応件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
不法投棄	13	2	2	2	2
焼却禁止違反	11	14	6	3	2
処理基準違反	7	3		2	7
保管基準違反					5
その他の違反	7	4	4	14	9
合計	38	23	12	21	25

(7) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の届出状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
届出数	41	40	45	45	53

2. 環境保全対策

(1) 公害関係法令届出工場・事業場数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大気汚染防止法ばい煙発生施設	77	77	78	78	77
大気汚染防止法粉じん発生施設	19	19	21	22	23
水質汚濁防止法特定施設	482	466	463	471	469
ダイオキシン類対策特別措置法特定施設	16	18	18	18	15
公害防止管理者選任工場	25	25	25	23	23
福井県公害防止条例特定工場	11	11	11	11	11
福井県公害防止条例特定施設	7	8	8	8	8

(2) 公害関係法令に基づく立入検査・行政検査件数

大気関係

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ばい煙発生施設立入調査	57	31	35	24	24
煙道行政検査	4	3	3	4	4
粉じん発生施設立入検査	17	7	14	11	11
特定粉じん排出等作業現場立入調査	43	30	27	24	30

水質関係

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定事業場立入調査	34	71	56	53	47
排水行政検査	21	16	15	22	25
() 不適合		(2)	(1)		(1)

(3) 公害苦情対応件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大気関係	10	9	10	2	7
水質関係	1	2	2	2	16
騒音振動	3		1	2	
悪臭	1	1	2	3	2
不法投棄	8	2	2		2
合計	23	14	17	9	27

(4) 水質の汚濁状況の監視

地下水質（回数は年間回数）

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	地点数	回数	地点数	地点数	地点数	回数	地点数	地点数	地点数	回数
概況調査	6	1	6	1	6	1	7	1	6	1
定期モニタリング調査	11	2	11	2	12	2	6	2	6	2

水質異常時調査（件数）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
油流出・魚へい死等	10	4	9	7	10

（５）ダイオキシン類監視（回数は年間回数）

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	地点数	回数	地点数	回数	地点数	地点数	地点数	回数	地点数	回数
大気	1	4	2	4	2	4	1	4	1	4
土壌	2	1	2	1	2	1	4	1		
地下水	2	1	3	1	4	1	4	1	2	1
排出ガス	2	1	3	1	2	1	4	1	3	1
排出水							1	1		

（６）フロン類回収業者等の登録

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1類フロン類回収業者	39	39	40	45	45

※業務用エアコン、冷蔵・冷凍機器から冷媒フロン類を回収する事業者

（７）自動車リサイクル法に基づく登録・許可

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
引取業者	54	55	55	55	55
フロン類回収業者	24	24	24	24	23
解体業者	4	4	5	5	5

※引取業者：使用済み自動車を引取り、フロン回収業者または解体業者に引渡す事業者

※回収業者：使用済み自動車のカーエアコンからフロン類を回収する事業者

※解体業者：使用済み自動車を解体し、エアバック類を自動車製造業者等に、廃車ガラを破砕業者に引き渡す事業者